**平成２９年（フ）第４０２号**
神奈川県南足柄市怒田317番地21
債務者　鈴木　隆幸
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第４０７号**
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀260番地の１　コーポ若宮201
債務者　深澤　文乃
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第１０６４号**
愛知県北名古屋市熊之庄古井163番地１　ゆたか荘　205号
債務者　垂水　典子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１０７９号**
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘35棟403号、従前の住所名古屋市名東区社台１丁目３番地の２　井上ハイツ102号
債務者　森下　行雄
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１１５３号**
名古屋市名東区社が丘２丁目1416番地　ハウスグリーンヒルⅡ　201号
債務者　古戸美由紀
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４０号**
山口市大内千坊１丁目１番12号
債務者　土邉　幸一
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第７４号**
山口市大内矢田南３丁目11番25号、前住所山口市大内千坊５丁目９番23号
債務者　山口　政子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第８４３８号**
東京都江戸川区南葛西３丁目20番４号
破産者　株式会社コスモス
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３７２号**
東京都中野区中央３丁目39番30号
破産者　株式会社アイディアファーム
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１１８６号**
東京都足立区西新井本町１丁目13―21　パークサイド早川１―202
破産者　柳　　君江
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１２７４号**
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目１―17―202
破産者　涌井　陽一
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２０３４号**
東京都目黒区大岡山２丁目８―１―508
破産者　新谷　清二
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２１２０号**
東京都足立区千住中居町３―10
破産者　田中美喜子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２２４３号**
東京都清瀬市旭が丘５丁目２―１―501
破産者　飯島すみ枝
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２８６５号**
東京都新宿区新宿２丁目４番６号　フォーシーズンアネックス６Ｆ
破産者　株式会社シグマインターナショナル
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２８６６号**
東京都新宿区新宿２丁目４番６号　フォーシーズンアネックス６Ｆ
破産者　株式会社シグマ
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２８６７号**
東京都荒川区東尾久２丁目４―７―204
破産者　幡垣　真也
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２８６８号**
東京都杉並区下井草１丁目14―８―102、開始決定時の住所東京都杉並区高円寺北２丁目12―８　トライナルファーストマンション１Ｃ
破産者　桜井洋介こと　櫻井　洋介
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２９１４号**
東京都中野区東中野１丁目54番３号
破産者　有限会社プラネット環境計画
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部